

※この法令は廃止されています。

昭和六十一年総理府令第七十三号

使用施設等の溶接の技術基準に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）第十六条の四第三項第一号、第四十六条の二第三項第一号及び第五十五条の三第二項の規定に基づき、加工施設、再処理施設及び使用施設等の溶接の技術基準に関する總理府令を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 使用施設等（第四条—第十二条）
- 附則

（定義） 第一章 総則

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「使用第一種機器」とは、使用施設等に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。

イ 使用済燃料を溶解した液体（以下「使用済燃料溶解液」という。）、プルトニウムの放射能濃度が三十七キロベクレル每立方センチメートル以上の液体又は使用済燃料溶解液から核燃料物質

ロ 使用済燃料溶解液等を内包する容器の排気処理系統に属する容器又は管であつて、プルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル每立方センチメートル以上の気体又は放射性物質の濃度が三十七ベクレル每立方センチメートル以上の気体を内包するもの

二 「使用第一種容器」とは、使用第一種機器に属する容器をいう。

三 「使用第一種管」とは、使用第一種機器に属する管をいう。

四 「使用第二種機器」とは、使用施設等に属する容器又は管のうち、使用第一種機器及び第七号に規定する使用第三種機器以外のものをいう。

五 「使用第二種容器」とは、使用第二種機器に属する容器をいう。

六 「使用第二種管」とは、使用第二種機器に属する管をいう。

七 「使用第三種機器」とは、使用施設等に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。

イ 使用済燃料溶解液等の漏えいの拡大防止のために設置されるドリップトレイその他の容器

ロ 六ふつ化ウランの加熱容器

ハ ダクト

八 「使用第三種容器」とは、使用第三種機器に属する容器をいう。

九 「使用第三種管」とは、使用第三種機器に属する管をいう。

（特殊な方法による溶接）

第二条 この省令の規定によらないで使用施設等の溶接をすることにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この省令の規定によらないで使用施設等の溶接をすることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び溶接方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。

（溶接部の強度及び耐食性）

第三条 溶接部は、母材の強度（母材の強度が異なる場合は、弱い方の強度）と同等以上の強度を有するものでなければならない。ただし、母材及び溶接材料に耐食性を向上させたオーステナイト系ステンレス鋼を使用する溶接部であつて、最高使用圧力が九十八キロ・パスカル未満のものにあつては、設計上要求される強度以上の強度を有するものとするとることができる。

2 溶接部は、溶込みが十分であり、割れがなく、かつ、アンダーカット、オーバーランプ、クレータ、スラグ巻込み、ブローホール等で溶接部の強度及び耐食性を確保する上で有害なものがないものでなければならない。

（使用施設等の溶接の方法）

第四条 使用施設等に属する容器又は管の溶接に係る溶接の方法は、次の各号に適合しているものでなければならない。

一 溶接部の設計及び溶接施行法が次のイ及びロに適合したものであること。
イ 溶接部の設計は、突合せ両側溶接又はこれと同等以上の効果が得られる設計であること。
ロ 溶接施行法は、「日本工業規格Z33040（一九八一）「溶接施工方法の確認試験方法」又はこれと同等の方法により確認されたものであり、かつ、日本工業規格B8-142（一九八一）「压

力容器の構造」の「十二・六 溶接後熱処理」又はこれと同等の規格等による溶接後熱処理の条件に適合したものであること。
二 溶接設備の種類及び容量が溶接施行法に適したものであること。
三 溶接を行う者が次のイ又はロに適合した者であること。

イ 手溶接による溶接士は、日本工業規格Z三八二一（一九八九）「ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準」又はこれと同等の方法により、その技能が確認された者であること。

ロ 自動溶接機による溶接士は、十分な作業経歴を持つた者であること。

（材料の制限）

第五条 使用施設等に属する容器又は管の溶接に用いられる母材は、炭素含有量が〇・三五パーセント以下のものでなければならない。

（開先面）

第六条 使用施設等に属する容器又は管の溶接における開先面及びその付近の母材の表面の水分、塗料、油脂、ごみ、有害なさび、溶けかすその他有害な異物は、溶接に先立ち、除去しなければならない。

2 裏はつりを行う場合は、溶込み不良部を完全に除去しなければならない。

（突合せ溶接による継手面の食い違い）

第七条 使用第一種機器、使用第二種機器及び使用第三種機器（第一条第七号ロに規定するものに限る。）の突合せ溶接による継手面の食い違いは、次の表の第一欄に掲げる機器、同表の第二欄に掲げる継手の種類及び同表の第三欄に掲げる母材の厚さ（母材の厚さが異なる場合は、薄い方の厚さ）の区分に応じ、それぞれその区分に対応する同表の第四欄に掲げる値を超えてはならない。ただし、応力計算を行つて構造上要求される強度を有することが明らかである場合は、この限りでない。

機器 使用第一種機器及び使用第二種機器	継手の種類 母材の厚さ	食い違ひの値 一ミリメートル
	二十ミリメートル以下 二十ミリメートルを超えるもの	母材の厚さの五パーセント
	百二十ミリメートル以下 十五ミリメートル	六ミリメートル
	十五ミリメートルを超えるもの	一・五ミリメートル
	百二十ミリメートル 百二十ミリメートルを超えるもの	母材の厚さの十パーセント
	六ミリメートル以下 六ミリメートルを超えるもの	十二ミリメートル
	二十四ミリメートル以下 六ミリメートル	一・五ミリメートル
	六ミリメートルを超えるもの	母材の厚さの二十五パーセント
	四十八ミリメートル以下 四十八ミリメートルを超えるもの	六ミリメートル
	四十八ミリメートルを超えるもの	一・五ミリメートル
	四十八ミリメートル以下 四十八ミリメートルを超えるもの	母材の厚さの二十五パーセント
	四十八ミリメートル以下 四十八ミリメートルを超えるもの	十二ミリメートル

（継手の仕上げ）

第八条 使用施設等に属する容器又は管の溶接部（第三項に規定するものを除く。）であつて次条又は第十一項若しくは第二項の規定により非破壊試験を行うこととされているものの表面は、滑らかで、母材の表面より高く、又は母材の表面と同じ高さであり、かつ、母材の表面と段がつかないように仕上げなければならない。

2 使用施設等に属する容器又は管の突合せ溶接による溶接部（次項に規定するものを除く。）であつて次条又は第十一項の規定により放射線透過試験を行うこととされているものの余盛りの高さは、次の表の上欄に掲げる母材の厚さ（母材の厚さが異なる場合は、薄い方の厚さ）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下でなければならない。

母材の厚さ	余盛りの高さ
十二ミリメートル以下	一・五ミリメートル
二十五ミリメートルを超える五十ミリメートル以下	二・五ミリメートル
五十ミリメートルを超える百ミリメートル以下	三ミリメートル
百ミリメートルを超えるもの	四ミリメートル
五百ミリメートル	五ミリメートル

3 使用第一種機器の溶接部の接液面は、耐食性を著しく損うおそれがある場合は、第一項に規定する表面の仕上げを行つてはならない。

4 前項の溶接部の接液面は、次の表の上欄に掲げる項目について、それぞれ同表の下欄に掲げる合格基準に適合するものでなければならない。ただし、構造上当該合格基準によることが著しく困難である場合は、この限りでない。

項目	合格基準
一 母材の厚さが三ミリメートル未満のとき	二ミリメートル以下
二 母材の厚さが三ミリメートル以上のとき	二・五ミリメートル以下
三 余盛りの高さ	一・五ミリメートル以下

裏波の高さ

アンダーカット及びオーバーラップ	その他	(溶接部の非破壊試験)
		一・母材の厚さが三ミリメートル未満のとき
		二・母材の厚さが三ミリメートル以上で七・五ミリメートル未満のとき
		二・ミリメートル以下
		三・母材の厚さが七・五ミリメートル以上のとき
		三・五ミリメートル以下
		ただし、部分的なたれ落ちについてはこの限りではない。
		○・五ミリメートル以下
		溶込み不良、ピット、クレータ及び割れがないこと。

第九条 別表第一の区分の欄に掲げる区分（機器及び溶接部により区分されるものをいう。）のいずれかに該当する使用施設等に属する容器又は管の溶接部は、当該区分に対応する同表の規定試験の欄に掲げる非破壊試験を行い、これに合格するものでなければならない。ただし、容器又は管の構造上当該試験を行うことが著しく困難である場合であつて、当該試験の代わりに、当該区分に対応する同表の代替試験の欄に掲げる非破壊試験を行い、これに合格するときは、この限りではない。

(溶接部の機械試験)

第十一条 別表第二の区分の欄に掲げる区分（機器及び溶接部により区分されるものをいう。）のいずれかに該当する使用第一種機器及び使用第二種機器（最高使用圧力が次に定める値以上のものに限る。）の突合せ溶接による溶接部は、当該区分に対応する同表の試験板の作成方法の欄に掲げる方法により作成した試験板について、別表第三の区分の欄に掲げる区分（機器及び溶接部により区分されるものをいう。）に応じ、それぞれ同表の試験の種類の欄に掲げる機械試験を行い、これに合格するものでなければならない。

一 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、千九百六十キロパスカル

二 前号に規定する容器以外の容器につては、九十八キロパスカル

三 第一号に規定する管以外の管につては、九百八十キロパスカル（長手継手の部分につては、四百九十キロパスカル）

四 前項の機械試験は、別表第四の試験の種類の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の試験片の欄に掲げる試験片を用い、同表の試験の方法の欄に掲げる試験の方法によらなければならぬ。

五 前項の機械試験を行つた場合において、別表第四の試験の種類の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の合格基準の欄に掲げる基準に適合するときは、これを合格とする。

六 第一項の機械試験を行い、別表第五の試験の種類の欄に掲げる試験に不合格となつた場合において、それぞれ同表の再試験が行えるときの欄に該当する場合につては、当該不合格となつた試験に用いられた試験片（別表第四の規定により分割する場合につては、分割された試験片）の試験板又はこれと同時に作成した試験板からとつた別表第五の再試験片の数の欄に掲げる数の再試験片について、当該不合格となつた試験の再試験を行い、これに合格するときは、これを当該不合格となつた試験に合格したものとみなす。

(溶接部の耐圧試験等)

第十二条 別表第六の機器の欄に掲げる使用施設等に属する容器又は管の溶接部（ライニング型貯槽（コンクリート製の貯槽にステンレス鋼等の内張りを施した容器をいう。以下同じ。）の溶接部を除く。）は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の試験圧力の欄に掲げる圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないものでなければならない。ただし、容器又は管の構造上当該圧力で試験を行うことが著しく困難である場合であつて、可能な限り高い圧力で試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがなく、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験のうちいかれか適当な非破壊試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。

一 ライニング型貯槽の溶接部は、発泡試験（減圧法）による漏えい試験を行い、これに合格するものでなければならない。ただし、構造上漏えい試験を行うことが著しく困難である場合であつて、浸透探傷試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。

二 前項の漏えい試験は、別表第七の発泡試験（減圧法）の項の試験の方法の欄に掲げる方法によつて行うこととし、同項の合格基準の欄に掲げる基準に適合するときは、これを合格とする。

(非破壊試験の方針と合格基準)

一 前項並びに前条第一項及び第二項の非破壊試験は、次の各号によらなければならない。

二 放射線透過試験につては、別表第八の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。

三 超音波探傷試験につては、別表第九の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。

四 磁粉探傷試験につては、別表第十の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。

五 浸透探傷試験につては、別表第十一の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。

六 前項の非破壊試験を行つた場合において、次の各号に該当するときは、これを合格とする。

一 前項第一号の場合につては、別表第八の合格基準の項に掲げる基準に適合するとき。

二 前項第二号の場合につては、別表第九の合格基準の項に掲げる基準に適合するとき。

三 前項第三号の場合につては、別表第十の合格基準の項に掲げる基準に適合するとき。

四 前項第四号の場合につては、別表第十一の合格基準の項に掲げる基準に適合するとき。

五 この府令は、公布の日から施行する。

附 則

一 この府令は、公布の日から施行する。

2	加工施設又は再処理施設に属する容器又は管であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七十三号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日までに溶接作業に着手したものについての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第十六条の四第三項第二号に規定する技術上の基準は、この府令の規定にかかわらず、改正法による改正前の法第十六条の二又は第四十五条の規定により認可を受けた設計及び工事の方法とする。
3	使用施設等に属する容器又は管であつて改正法の施行の日の前日までに溶接作業に着手したものについての法第五十五条の三第一項に規定する技術上の基準は、この府令の規定にかかわらず、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する総理府令（昭和六十一年総理府令第六十号）による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の五に規定する工事の技術上の基準とする。
1	この府令は、昭和六十四年四月一日から施行する。 附 則 （昭和六三年七月二六日総理府令第四一号）抄 (施行期日)
1	この府令は、昭和六十四年四月一日から施行する。 附 則 （昭和六三年七月七日総理府令第四七号）抄 (施行期日)
第一條	この府令は、公布の日から施行する。
附 則	（昭和六三年一一月二二日総理府令第四八号） この府令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成九年九月二六日総理府令第五二号） この府令は、平成九年十月一日から施行する。
附 則	（平成一一年九月三〇日総理府令第四六号） この府令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成一一年一〇月一〇日総理府令一一八号） この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則	（平成一四年九月一四日文部科学省令第三二号）抄 この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。
別表第1	溶接部の非破壊試験（第9条関係）
区分	
機器種類 使用第一種機器	溶接部
1	1 閉じ込め部（内包する液体又は気体の閉じ込め障壁を構成する部分をいう。以下同じ。）の溶接部 であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるもの以外のもの イ 突合せ溶接以外の管台を取り付ける溶接部、管板に管を取り付ける溶接部及び栓等を取り付ける溶接部 ロ 最高使用温度100°C未満の開放容器（開放部により内気と外気が通じている容器をいう。以下同じ。）及びこれに接続される管のうち当該容器から最も近い止め弁までの部分並びに外径61mm以下の管の溶接部
規定期間	放射線透過試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内を超える場合は13mmごとの浸透探傷試験（最終に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における浸透探傷試験） の部分を含むこと）又は超音波探傷試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における浸透探傷試験
代替試験	溶接深さの2分の1（溶接深さの2分の1が13mmの部分を含むこと）又は超音波探傷試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における浸透探傷試験
2	閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接による溶接部であつて、長手継手を有する母材相互又は周縫手を有する母材相互を取り付ける継手と長手継手又は周縫手とが接する箇所（以下「継手接続箇所」という。）から100mm以内の溶接部（1に掲げるものを除く。）
3	閉じ込め部の溶接部のうち空合せ溶接以外の管台を取り付ける溶接部（最高使用温度100°C未満の開放容器及びこれに接続される管であつて、当該容器から最も近い止め弁までの部分並びに外径61mm以下の管の溶接部を除く。）
4	閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接以外の管板に管を取り付ける溶接部
5	閉じ込め部の溶接部（1から4までに掲げるものを除く。）
6	クラッド溶接による溶接部
7	ラグ、ブレケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部
浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験

		使用第2種機器		放射線透过試験	
				超音波探傷試験又は溶接深さの2分の1（溶接深さの2分の1が13mm）との 浸透探傷試験	
別表第2 溶接部の機械試験板（第10条関係）	区分	試験板の作成方法			
機器	溶接部	溶接部			
使用第1種容器の内径が60mmを超えるもの	接部	当該容器について1個（溶接が同一の条件で行われない場合は、条件の異なる部分ごとに1個とする。）	浸透探傷試験又は磁粉探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験	
胴の内径が60mm以下のもの	周繼手の溶接部	当該容器について1個（溶接が同一の条件で行われない場合は、条件の異なる部分ごとに1個とする。）を当該容器の溶接に引き続き同一の条件で別個に溶接を行つて作ること。ただし、長手繼手の試験板の作成と同一の条件で溶接を行う場合は、この限りでない。	浸透探傷試験又は磁粉探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験	
長手繼手の溶接部		当該容器について1個（溶接が同一の条件で行われない場合は、条件の異なる部分ごとに1個とする。）を当該容器の溶接に引き続き同一の条件で別個に溶接を行つて作ること。ただし、長手繼手の試験板の作成と同一の条件で溶接を行う場合は、この限りでない。	浸透探傷試験又は磁粉探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験	

		使用第1種管	
		使用第2種管	
区分	機器	長手継手の溶接部	
		周継手（管台）	当該管について1個（溶接が同一の条件で行われない場合は、条件の異なる部分ごとに1個とする。ただし、外径の差が150mm以下、厚さの差が6mm以下で、かつ、同一の規格の材料の継手を同一の条件で引き続き溶接を行う場合は、溶接線の長さが60m又はその端数ごとに1個とすることができる。）
1	試験板は、母材と同一の規格に適合し、かつ、母材と同一の厚さ（母材の厚さが異なる場合は、薄い方の厚さ）であること。	取り付ける6mm以下で、かつ、同一の規格の材料の継手を同一の条件で引き続き溶接を行う場合は、条件の異なる部分ごとに1個とする。ただし、外径の差が150mm以下、厚さの差が6mm以下で、かつ、同一の規格の材料の継手を同一の条件で引き続き溶接を行う場合は、溶接線の長さが60m又はその端数ごとに1個とすることができる。（周継手を除く。）	周継手（管台）当該管について1個（溶接が同一の条件で引き続き溶接を行う場合は、溶接線の長さが60m又はその端数ごとに1個とすることができる。）
2	本体の溶接部について溶接後熱処理（曲げ加工に伴う熱処理及びその他の熱処理を含む。以下この表において同じ。）を行う場合は、試験板にこれと同等の溶接後熱処理を行うこと。	取り付ける6mm以下で、かつ、同一の規格の材料の継手を同一の条件で引き続き溶接を行う場合は、溶接線の長さが60m又はその端数ごとに1個とすることができる。（周継手を除く。）	取り付ける6mm以下で、かつ、同一の規格の材料の継手を同一の条件で引き続き溶接を行う場合は、溶接線の長さが60m又はその端数ごとに1個とすることができる。（周継手を除く。）
3	試験板が溶接によりそりを生じた場合は、溶接後熱処理を行う前に整形すること。	取り付ける6mm以下で、かつ、同一の規格の材料の継手を同一の条件で引き続き溶接を行う場合は、溶接線の長さが60m又はその端数ごとに1個とすることができる。（周継手を除く。）	取り付ける6mm以下で、かつ、同一の規格の材料の継手を同一の条件で引き続き溶接を行う場合は、溶接線の長さが60m又はその端数ごとに1個とすることができる。（周継手を除く。）
別表第3 機械試験（第10条関係）			
区分	機器	溶接部	
		周継手及び管	長手継手及び周継手の溶接部
1	使用第1種容器	周継手及び管	長手継手及び周継手の溶接部
	使用第2種容器	周継手及び管	長手継手及び周継手の溶接部
2	使用第1種管	周継手及び管	長手継手及び周継手の溶接部
	使用第2種管	周継手及び管	長手継手及び周継手の溶接部
3	（備考） 1型曲げ試験は、厚さが19mm以上の場合にあつては側曲げ試験及び裏曲げ試験、厚さが19mm未満の場合にあつては表曲げ試験及び裏曲げ試験とする。 1回の試験において使用する試験片の数は、次の表のとおりとする。	周継手（管台）	長手継手及び周継手の溶接部
	試験の種類 1型曲げ試験 2継手引張試験 3衝撃試験	周継手（管台）を取り付ける継手を除く。の溶接部	長手継手の溶接部
4	試験の種類 1型曲げ試験 2継手引張試験 3衝撃試験	周継手（管台）	長手継手（管台）を取付ける継手を除く。の溶接部
	試験片の数 1個 2個	周継手（管台）	長手継手（管台）を取付ける継手を除く。の溶接部
5	試験の種類 1型曲げ試験 2継手引張試験 3衝撃試験	熱影響部	周継手（管台）
	試験片の数 1個 2個	熱影響部	周継手（管台）
6	試験の種類 1型曲げ試験 2継手引張試験 3衝撃試験	熱影響部	周継手（管台）
	試験片の数 1個 2個	熱影響部	周継手（管台）

- 3 次のイ又はロのいずれかに掲げる場合は、型曲げ試験の代わりに、長手表曲げ試験及び長手裏曲げ試験（以下「長手曲げ試験」という。）とすることができる。
 イ 溶接されたそれぞれの母材の伸び又は降伏点が著しく異なる場合
 ロ 母材と溶接金属の伸び又は降伏点が著しく異なる場合
- 4 厚さが10mm未満の場合であつて、裏曲げ試験又は長手曲げ試験を行ふことを要しない。
- 5 次のイからニまでのいずれかに掲げる溶接部については、衝撃試験を行ふことを要しない。
- イ 厚さが16mm未満の溶接部
 ロ 外径が169mm未満の管の溶接部
 ハ 厚さが16mm又は外径が169mm未満の管にフランジ又は管を取り付ける継手の溶接部
 ニ からハまでに掲げるもの以外の溶接部であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる溶接部
 (1) 熱影響部であつて、母材がオーステナイト系ステンレス合金、ニッケルクロム鉄合金又は非鉄金属であるもの
 (2) 溶接金属部であつて、溶接金属がオーステナイト系ステンレス合金、ニッケルクロム鉄合金又は非鉄金属であるもの

別表第4 繼手引張試験、型曲げ試験、ローラ曲げ試験及び衝撃試験（第10条関係）

試験の方法		試験片	試験の方法	合格基準
種類	試験手引			
曲げ試験片の場合	1 試験片の形状及び寸法は、JIS Z3122 の「5 試験方法」による。JIS Z3122 の「5 試験方法」によると、「3 試験片」による場合にあつては、それぞれの試験片（試験片の欄の2の場合）の引張強さが母材の規格による引張強さの最小値以上であるとき。	1 形状及び寸法は、日本工業規格Z3122(1984)「溶接せん接継手の型曲げ試験方法」(以下この表において「JIS Z3121」といふ。)の「3 試験片」によること。 2 試験機の能力が不足で、試験片の厚さのままで試験ができる場合は、薄のこぎりでこれを所要の厚さに分割することができる。	試験片（試験片の欄の2の場合）における「3 試験片」による場合にあつては、それぞれの試験片（試験片の欄の2の場合）の引張強さが母材の規格による引張強さの最小値以上であるとき。	試験片（試験片の欄の2の場合）における「3 試験片」による場合にあつては、それぞれの試験片（試験片の欄の2の場合）の引張強さが母材の規格による引張強さの最小値以上であるとき。
長手表曲げ試験片の場合	1 試験片の形状及び寸法は、JIS Z3122 の「3 試験片」による。 2 溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の厚さは、溶接部の厚さとし、10mmを超える場合は、10mmとする。 3 溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。 4 溶接部の厚さとし、10mmを超える場合は、10mmとする。 5 溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。	1 形状及び寸法は、JIS Z3122 の「3 試験片」による。 2 溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の厚さは、溶接部の厚さとし、10mmを超える場合は、10mmとする。 3 溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。 4 溶接部の厚さとし、10mmを超える場合は、10mmとする。 5 溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。	試験片（試験片の欄の2の場合）における「3 試験片」による場合にあつては、それぞれの試験片（試験片の欄の2の場合）の引張強さが母材の規格による引張強さの最小値以上であるとき。	試験片（試験片の欄の2の場合）における「3 試験片」による場合にあつては、それぞれの試験片（試験片の欄の2の場合）の引張強さが母材の規格による引張強さの最小値以上であるとき。

衝撃試験曲げ試験	試験結果					
	(略)	母材	ジグの寸法	R	B	R'
図2 長手裏曲げ試験片の場合 (略)		チタンであつて、規格による最小引張り強さが340MPa以下のもの	チタンであつて、規格による最小引張り強さが340MPaを超えるもの	8t	5t + 1.6	10t
(備考)						
(1) 寸法の単位は、mmとする。	1 寸法の単位は、mmとする。	1 寸法の単位は、mmとする。	1 寸法の単位は、mmとする。	1 寸法の単位は、mmとする。	1 寸法の単位は、mmとする。	1 寸法の単位は、mmとする。
(2) wは、試験片の幅とし、aは、溶接部の広い方の側の幅とする。ただし、aの値に12mmを加えた値が40mm以下の場合にあつては、wは、40mmとする。	2 tは、試験片の厚さとする。	2 tは、試験片の厚さとする。	2 tは、試験片の厚さとする。	2 tは、試験片の厚さとする。	2 tは、試験片の厚さとする。	2 tは、試験片の厚さとする。
(3) tは、試験片の厚さとし、試験片の厚さが10mmを超える場合は、10mmとする。						
(4) Rは、1.5mm以下とする。						
1 溶接部の表面は、母材と同一面まで削るといふ。						
2 溶接部の表面は、母材と同一面まで削るといふ。						
3 溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。						
4 試験片の切り取りが熱切斷による場合は、削り代を3mm以上とするといふ。						
上記の規定により、試験片の形状及び寸法は、日本工業規格Z3124(1984)「突合せ溶接継手のローラ曲げ試験方法」(以下、「JIS Z3124」といふ。)の「3 試験片」によること。ただし、試験片の厚さは、溶接部の厚さとする。溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。	JIS Z3124の「5 試験用ジグ」を使用し、JIS Z3124の「6 試験方法」により180度曲げる。この場合において、JIS Z3124の「表2 試験用ジグの寸法」中Rは、次の表の左欄に掲げる母材の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とする。					
2 1 寸法の単位は、mmとする。	(備考)					
tは、試験片の厚さとする。						
日本工業規格Z2242(1980)「金属材料衝撃試験方法」(シャルピー衝撃試験に係る部分に限る。)によら行う。この場合において横膨出量は、次の計算式により計算した値とする。	340MPa以下のもの	チタンであつて、規格による最小引張り強さが340MPaを超えるもの	R	4t	5t	2t
金属材料衝撃試験片の「2種類」の4号試験片によるものとし、かつ、切欠きの深さ方向の6は、横膨出量	前各項に掲げるものの以外のもの					
(備考)						
1 試験片の形状及び寸法は、日本工業規格Z2242(1980)「金属材料衝撃試験方法」(シャルピー衝撃試験に係る部分に限る。)によら行う。この場合において横膨出量は、次の計算式により計算した値とする。						
とし、かつ、切欠きの深さ方向の6は、横膨出量	厚さ(mm)	横膨出量(mm)				

は、試験板の厚さ方向に直角な 1, 2, 3 及び 4 は、破断後の試験片の変形量であつて、それぞれ次の図に示す値 (mm を単位とする。)

16 以上	19 以下	0.50
19 を超え 38 以下	0.65	

38 を超えるも	1.00
----------	------

1 方向とすること。
2 試験片の長手中心軸は、溶接線の方向と直角であること。
3 試験板の厚さが 25mm 以下の場合は、試験片の長手中心軸が試験板の内外面の中央と一致するようになること。
4 試験板の厚さが 25mm を超える場合は、試験片の長手中心軸が溶接金属部にあつては、試験板の表面から 13mm 以上深い所にあるようにし、熱影響部にあつては、試験板の表面から厚さの 4 分の 1 の所にあるようにすること。

(備考) 1) の表において「最低使用温度」とは、機器の運転状態又は試験状態において生ずる最低の温度以下での温度であつて、設計上定めるものをいう。

(略)

別表第 5 再試験 (第 10 条関係)
試験の種類
再試験
側曲げ試験
表曲げ試験
裏曲げ試験
長手表曲げ試験
長手裏曲げ試験
ローラ曲げ試験

1) の表において「衝撃試験の合格基準」という。に、それぞれ適合するとき。
2) 衝撃試験の合格基準に適合しない試験片が 1 個であり、かつ、当該試験片の横膨出量が、次の表の左欄に掲げる厚さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上であるとき。
3) 衝撃試験の合格基準に適合しない試験片が 1 個であり、かつ、当該試験片の横膨出量が、次の表の左欄に掲げる厚さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上であるとき。

衝撃試験	再試験	再試験片の数
側曲げ試験 表曲げ試験 裏曲げ試験 長手表曲げ試験 長手裏曲げ試験 ローラ曲げ試験	試験片が溶接部で切れたときの引張強さが母材の規格による引張強さの最小値の 90 % 以上であるとき。 割れの原因が溶接部の欠陥以外にあることが明らかであるとき。	試験片 1 個について 2 個

機器 使用第一種容器 使用第二種容器 使用第三種容器	内圧を受けるもの 開放容器 その他のもの	外圧を受けるもの 内部が大気圧未満になるにより大気圧により外圧を受けるもの (開放容器を除く。)	別表第 6 耐圧試験 (第 11 条関係)	
			試験圧力	1 組の試験片について 1 組
			脇板の頂部 (屋根がない場合は、頂部の山形鋼の下部) より 50mm 下部 (いつ出口がある場合は、いつ出口の下部) まで液体を満たしたときの圧力 最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧 (水圧で試験を行う) ことが困難である場合は、最高使用圧力の 1.25 倍以上の気圧)	試験圧力 脇板の頂部 (屋根がない場合は、頂部の山形鋼の下部) より 50mm 下部 (いつ出口がある場合は、いつ出口の下部) まで液体を満たしたときの圧力 最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧 (水圧で試験を行う) ことが困難である場合は、最高使用圧力の 1.25 倍以上の気圧)

放射線源と溶接部の線源側との距離（全周を同時に撮影する場合を除く。）長さの2倍の値のうち、いずれか大きい方に等しい距離以上であること。ただし、機器等の構造上これによることが著しく困難である場合は、この限りでない。

(備考)		方の位置試験方法					
試験方法	使用種類	すべ增幅直線性	装周波数	き	方	置	試験方法
斜角法又は垂直法によること。	斜角法又は垂直法によること。	斜角法による場合は、探触子の屈折角は、溶接部の表面の凹凸等からの反射波により試験に支障を及ぼさないものであること。	斜角法による場合は、探触子の屈折角は、溶接部の表面の凹凸等からの反射波により試験に支障を及ぼさないものであること。	斜角法又は垂直法によること。	斜角法又は垂直法によること。	斜角法による場合は、探触子の屈折角は、溶接部の表面の凹凸等からの反射波により試験に支障を及ぼさないものであること。	斜角法又は垂直法によること。
パルス反射法によるものであること。	パルス反射法によるものであること。	増幅直線性は、ブラウン管上の可読波高値の20%以上80%以下の範囲内において、±5%以内であること。	増幅直線性は、ブラウン管上の可読波高値の20%以上80%以下の範囲内において、±5%以内であること。	超音波の周波数は、0.5MHz以上5MHz以下の中のものであること。	超音波の周波数は、0.5MHz以上5MHz以下の中のものであること。	超音波の周波数は、0.5MHz以上5MHz以下のものであること。	超音波の周波数は、0.5MHz以上5MHz以下のものであること。
基準斜角法	基準斜角法	対比試験片の標準穴又はこれと同等の反射効果を有する反射体からの反射波（以下この表において「標準穴反射波」という。）の伝ば距離が肉盛り部の厚さが25mm以下のものについては、4分の1スキップ、25mmを超えるものについては、8分の3スキップのときにおいて、標準穴反射波のブラウン管上の高さが飽和値又は可読波高値の高さの75%以上であること。	基準斜角法	対比試験片の標準穴反射波	対比試験片の標準穴反射波	対比試験片の標準穴反射波	対比試験片の標準穴反射波
接触媒質	接触媒質	溶接部の厚さが25mm以下のものについては、対比試験片の厚さの2分の1、25mmを超えるものについては、対比試験片の厚さの4分の1の深さにある試験片の標準穴反射波のブラウン管上の高さが飽和値又は可読波高値の高さの75%以上であること。	接触媒質	溶接部の厚さが25mm以下のものについては、対比試験片の標準穴反射波	溶接部の厚さが25mm以下のものについては、対比試験片の標準穴反射波	溶接部の厚さが25mm以下のものについては、対比試験片の標準穴反射波	溶接部の厚さが25mm以下のものについては、対比試験片の標準穴反射波
探傷面	探傷面	液体状又はのり状の媒質を用いること。	液体状又はのり状の媒質を用いること。	探傷面は、清浄で、かつ、滑らかであること。ただし、探傷面に固着したスケール又は塗料であつて、その表面が滑らかで、はく離するおそれがなく、かつ、超音波の伝ばを妨げるおそれのないものは、取り除くことを要しない。	探傷面は、清浄で、かつ、滑らかであること。ただし、探傷面に固着したスケール又は塗料であつて、その表面が滑らかで、はく離するおそれがなく、かつ、超音波の伝ばを妨げるおそれのないものは、取り除くことを要しない。	走査	走査
走査	走査	走査は、次の(1)及び(2)により行うこと。 1 反射波の高さが基準感度の2倍以上（自動超音波探傷試験装置を用いる場合を除く。）の感度で行うこと。ただし、欠陥の評価は、基準感度で行わなければならない。 2 超音波が試験部全体に伝ばするように行うこと。	走査	走査は、次の(1)及び(2)により行うこと。 1 反射波の高さが基準感度の2倍以上（自動超音波探傷試験装置を用いる場合を除く。）の感度で行うこと。ただし、欠陥の評価は、基準感度で行わなければならない。 2 超音波が試験部全体に伝ばするように行うこと。	走査	走査	走査
試験材質	試験材質	対比試験片の材質は、超音波伝ばに関する限り、探傷部の材質と同等のものであること。	対比試験片の材質は、超音波伝ばに関する限り、探傷部の材質と同等のものであること。	対比試験片の材質及び寸法は、次の図1又は図2によること。この場合において、標準穴は、探触子を接触させる面と直角の面に設けなければならない。	対比試験片の材質及び寸法は、次の図1又は図2によること。この場合において、標準穴は、探触子を接触させる面と直角の面に設けなければならない。	寸法	寸法
形状、寸法	形状、寸法	図1 接触部の半径が254mmを超える場合 (略)	図1 接触部の半径が254mmを超える場合 (略)	(備考)	(備考)	寸法	寸法
		(1) 寸法の単位は、mmとする。 (2) 1は、試験に必要な長さとする。 (3) T, a及びdは、それぞれ次の表のとおりとする。	(1) 寸法の単位は、mmとする。 (2) 1は、試験に必要な長さとする。 (3) T, a及びdは、それぞれ次の表のとおりとする。	(備考)	(備考)	寸法	寸法
		溶接部の厚さ (mm)	T (mm)	a	d (mm)	寸法	寸法
25以下	溶接部の厚さ又は19	Tの2分の1	2.4			寸法	寸法
25を超えて51以下	溶接部の厚さ又は38	Tの4分の3又はTの4分の1	3.2			寸法	寸法
51を超えて102以下	溶接部の厚さ又は76	Tの4分の3又はTの4分の1	4.8			寸法	寸法
102を超えて152以下	溶接部の厚さ又は127	Tの4分の3又はTの4分の1	6.4			寸法	寸法
152を超えて203以下	溶接部の厚さ又は178	Tの4分の3又はTの4分の1	8.0			寸法	寸法
203を超えて254以下	溶接部の厚さ又は229	Tの4分の3又はTの4分の1	9.6			寸法	寸法

つては、母材の厚さの0.1倍とする。また、炭素鋼におけるタンクステン巻込みは、第1種の欠陥とみなし、その欠陥点数を2分の1として判定するものとする。使用第2種機器及び使用第3種機器の場合にあつては、炭素鋼における第1種の欠陥、ステンレス鋼等における第1種及び第4種の欠陥並びにチタン等におけるプローホール及びタンゲステン巻込み（以下この表において「第1種欠陥等」という。）については、試験視野を3倍に拡大して欠陥点数を求め、その3分の1の値を欠陥点数とすることができる。

2 第1種欠陥等がある場合には、その長径は、それぞれの欠陥の隣接する他の第1種欠陥等との間の距離が25mm以上の場合は母材の厚さの0.2倍（3.2mを超える場合は、3.2m）、隣接する他の第1種欠陥等との間の距離が25mm未満の場合には、その長径は、母材の厚さの0.3倍（6.4mを超える場合は6.4m）の値を超えないこと。この場合において、1において欠陥点数として算定しない欠陥については、欠陥とみなさない。

3 炭素鋼又はステンレス鋼等においては、母材の厚さの1.2倍の長さの範囲内に連続して直線的に並んでいる第2種の欠陥であつて、隣接する第2種の欠陥の間の距離が長い方の第2種の欠陥の長さの6倍未満であるものの長さの合計が母材の厚さを超えないこと。

- 1 この表において「ステンレス鋼等」とは、ステンレス鋼又はニッケルクロム鉄合金をいい、「チタン等」とはチタン又はチタンに5%のタンタルを加えた合金をいう。
2 この表においてJIS Z 3104は炭素鋼に、JIS Z 3106はステンレス鋼等に、JIS Z 3107はチタン等に適用する。

別表第9 超音波探傷試験（第12条関係）

254 を超えるもの	溶接部の厚さ	T の4分の3又はTの4分の1	9.6に厚さが254を超える51又はその端数」と に1.6を加えた値
------------	--------	-----------------	---------------------------------------

図2 接触部の半径が254mm以下の場合

(略)

(備考)

- (1) 尺法の単位は、mmとする。
- (2) Rは、接触部の半径の0.7倍から1.1倍までの値とする。
- (3) 1・T・a及びdは、図1に定めるところによる。

複数の穴
表面

1つの試験片に複数の穴を設ける場合は、標準穴以外の穴からの反射波の影響を受けないようそれぞれの穴の間に十分な距離を置くこと。

探触子を接触させる表面は、清浄で、かつ、滑らかであること。

次の1又は2のいずれかに適合する」と。

1 溶接部の欠陥からの反射波（以下この表において「欠陥部反射波」という。）のブラウン管上の高さが、標準穴反射波のブラウン管上の高さを探触子と欠陥との間の距離について補正した値以下であること。

2 欠陥部反射波のブラウン管上の高さが、標準穴反射波のブラウン管上の高さを探触子と欠陥との間の距離について補正した値を超える部分の長さが、次の表の左欄に掲げる溶接部の厚さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。

溶接部の厚さ (mm)	長さ (mm)
18以下	6
18を超えて57以下	溶接部の厚さの3分の1
57を超えるもの	19

(備考) 「自動超音波探傷試験装置」とは、探触子の走査及び試験結果の記録が自動的に行われるものをいう。

別表第10 磁粉探傷試験(第1~2条関係)

試験の方法
磁場の方向

直交する2方向に對して行うこと。

試験の方法
磁化の方法

日本工業規格G0565 (1982) 「鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び欠陥磁粉模様の等級分類」(以下この表において「JIS G0565」といふ。)の「8.4.4.2 磁化」のプロッド法、コイル法又は極間法によること。

磁粉及び検査液

JIS G0565の「5.2 磁粉及び検査液」によること。

試験部の表面

清潔で、かつ、試験に支障を及ぼすことがないように滑らかであること。

磁場の強さ

JIS G0565の「6.1 A型標準試験片」のA型標準試験片 (A1-15/50又はA1-30/100のものに限る。) を用いて磁化したとき、磁場の方向が

明確となる磁粉模様が現れる強さ以上であること。

磁粉の適用

JIS G0565の「8.5 磁粉の適用」によること。

合格基準

次の1から3までに適合すること。

1 JIS G0565の「9.2 欠陥磁粉模様の種類の分類」の線状欠陥磁粉模様がないこと。

2 JIS G0565の「9.2 欠陥磁粉模様の種類の分類」の円形状欠陥磁粉模様（以下この表において「円形状欠陥磁粉模様」という。）がJIS G0565の「9.3 欠陥磁粉模様の等級分類」の1級又は2級であること。

3 面積が3750mm²の長方形（短辺の長さは、25mm以上とする。）内に円形状欠陥磁粉模様が10個以上含まれないこと。ただし、円形状欠陥磁粉模様であつて、長さが1.5m以下の中のものは算定することを要しない。

別表第11 浸透探傷試験(第1~2条関係)

試験の方
法

日本工業規格 Z2343 (1982) 「浸透探傷試験方法及び欠陥指示模様の等級分類」(以下この表において「JIS Z2343」という。)の「4.試験方法」によること。

試験装置及び探傷剤

JIS Z2343の「5 試験装置及び探傷剤」によること。

合格基準
使用第1種機器の接液面の場合

JIS Z2343の「8.2 欠陥指示模様の種類の分類」の線状欠陥指示模様及び円形状欠陥指示模様（以下この表において「線状欠陥指示模様」といふ。）及び「円形状欠陥指示模様」という。がないこと。

使用第1種機器の接液面以外並びに
使用第2種機器及び使用第3種機器1 線状欠陥指示模様がないこと。
2 円形状欠陥指示模様がJIS Z2343の「8.3 欠陥指示模様の等級分類」の1級又は2級であること。

の場合（第11条第2項に規定する）
場合を除く。
面積が3750m²の長方形（短辺の長さは、25m以上とする。）内に円形状欠陥指示模様が10個以上含まれないこと。ただし、円形状欠陥指示模様であつて、長さが1.5m以下の中のものは算定することを要しない。